

官報

大蔵省印刷局発行

明治二十五年三月三十一日 日刊(日曜休、日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

省 令

○農林水産省令第五号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五百一十一号)第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十三年八月二十八日

農林水産大臣 中川 一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第一項第二号中「大東諸島を除く」を「大東諸島を含み、久米島を除く」に改める。

別表二の一の項の地域の欄中「大東諸島を除く」を「大東諸島を含み、久米島を除く」に改め、同表の三の項の地域の欄中「大東諸島」を「久米島」に改める。

別表四の二の項の地域の欄中「大東諸島を除く」を「大東諸島を含み、久米島を除く」に改め、同表の三の項の地域の欄中「口永良部島」を削る。

別表五の二の項の地域の欄中「大東諸島を除く」を「大東諸島を含み、久米島を除く」に改め、同表の三の項の地域の欄中「口永良部島」を削る。

附 則

この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。